

保育園に関する共同利用協定書

(以下「甲」という。)及び学校法人 飯倉学園 (以下「乙」という。)は、保育園利用について、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 (目的)

この協定は、甲による乙の運営する保育園の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (保育園の所在地及び名称)

- 1) 保育園の所在地は、東京都新宿区西新宿 7-5-14 井上ビル 12 号館 1 階とする。
- 2) 保育園の名称は、新宿西口 ファミリー保育園とする。

第 3 条 (保育園の設置目的及び利用者)

この保育園は、従業員の福利厚生を目的として設置し、保育園を利用できる者は、甲の従業員とする。

第 4 条 (保育園の設置と運営について)

- 1) この保育園は、乙が設置・運営し、甲が設置費ならびに運営費を負担することはない。
- 2) 利用者負担料は、乙が入所児童の保護者より直接徴収するものとする。

第 5 条 (保育園の利用定員)

利用定員については 1 名 (入所児童名:) とする。

第 6 条 (協定期間)

- 1) この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲乙いずれかの書面による異議の申し立てのない限り、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。
- 2) この協定の有効期間中に保育園を利用する甲の従業員が甲を退職したか当該従業員の入所児童が保育園を退園した場合、甲または乙は遅滞なく相手方にその旨を通知する。
なお、他に保育園の利用を希望する甲の従業員がいなかった場合、本協定書は甲の従業員の退職日もしくは入所児童が保育園を退園した日のいずれか早い日に遡って失効する。

第 7 条 (その他)

甲の従業員が保育園を利用するにあたって事故・トラブル等が発生した場合は、甲の従業員と乙との間で協議解決を目指すこととし、甲は何らの債務も負わないことを確認する。
この協定書に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙両者の協議に基づいて決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名 ⑩

乙 住所 東京都新宿区西新宿 7-5-14

氏名 学校法人 飯倉学園
理事長 牛島武史 ⑩